

医療保険制度改革に関する基本方針の策定等

医療保険制度の給付率は、将来にわたり7割を維持します。

将来にわたって医療保険制度の安定的な運営を図るため、医療保険制度の体系の在り方など各般の課題について改革を進めます。

このため、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部を設け、検討を進めています。

- ① 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方
- ② 新しい高齢者医療制度の創設
- ③ 診療報酬の体系の見直し

平成14年度中に基本方針を策定。当該方針に基づき、できるだけ速やかに(②についてはおおむね2年を目途に)、所要の措置を講ずる。

- ① 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し
- ② 社会保険庁の業務運営の効率化及び合理化

おおむね2年を目途に、その具体的内容等を明らかにし、所要の措置を講ずる。

- ① 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化
- ② 医療保険、老人医療及び介護保険の自己負担が著しく高額になる場合にその軽減を図る仕組みの創設
- ③ 支払基金及び国保連による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し

おおむね3年を目途に、その具体的内容等を明らかにし、所要の措置を講ずる。

政府管掌健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直し

おおむね5年を目途に検討を行い、所要の措置を講ずる。

- ① 医療事故に対応するための専門家による苦情処理体制の整備
- ② 医療及び医療費に関する情報の収集・分析及び提供に係る体制の整備
- ③ 医療保険及び老人医療の保険給付の内容及び範囲の在り方

検討を行い、所要の措置を講ずる。